

因幡霊場の指定管理料に係る債務負担行為の概要

(単位：千円)

限度額	期間	財 源 内 訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
244,978	令和6年度～令和10年度					244,978

[施設の概要]

因幡霊場は、平成10年4月に供用開始した火葬場である。
施設の運営は、平成18年度から指定管理者制度を導入している。

(1) 施設内容等

所在地	鳥取市八坂392番地7
施設内容	人体用火葬炉7基・動物用火葬炉1基 告別室2室・収骨室2室・待合室7室（和室4、洋室3）、喫茶コーナー・売店

(2) 近年の火葬件数

令和元年度：4,277件、令和2年度：4,115件、令和3年度：4,304件、令和4年度：4,599件

[事業の内容]

- (1) 指定期間 5年
- (2) 指定方法 指名指定（予定）
- (3) 業務内容 施設の管理運営、施設設備の維持管理、利用料金の徴収等

[現在の状況]

令和元年度から令和5年度にかけて、指定管理者制度による施設管理委託を行った。

- (1) 現指定管理者 公益財団法人鳥取県東部環境管理公社（指名指定）
- (2) 前回債務負担行為限度額 102,952千円（令和元年度～令和5年度）
- (3) 指定管理料 101,719千円（令和元年度～令和5年度）

[限度額の設定]

(単位：千円)

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	合計：① (R6～10年度)	前回：② (R元～5年度)	増減 (①－②)
事業費(支出)	145,135	146,022	140,215	141,844	152,222	725,438	572,952	152,486
利用料金収入	96,092	96,092	96,092	96,092	96,092	480,460	470,000	10,460
指定管理料	49,043	49,930	44,123	45,752	56,130	244,978	102,952	142,026

○主な増額理由

- ・人件費 : 32,475千円の増
(職員数の増、常勤職員の期末手当の増額、非常勤職員の期末手当の支給等によるもの)
- ・修繕費 : 57,028千円の増 (火葬設備の劣化等)
- ・光熱水費 : 16,244千円の増 (電気代の高騰)
- ・燃料費 : 25,092千円の増 (燃料単価の高騰)

リファーレンいなばの指定管理料に係る債務負担行為の概要

(単位：千円)

限度額	期間	財 源 内 訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
110,670	令和6年度～令和10年度					110,670

[施設の概要]

リファーレンいなばは、平成9年4月に供用開始した環境関連啓発施設で、不燃ごみの中間処理施設である鳥取県東部環境クリーンセンター内にある。

施設の運営は、平成18年度から指定管理者制度を導入している。

(1) 施設内容等

所在地	鳥取市伏野2220番地
施設内容	リサイクル工作室、研修室、再生品の展示販売コーナー等

(2) 近年の来館者数

令和元年度：9,553人、令和2年度：4,705人、令和3年度：5,345人、令和4年度：5,271人

[事業の内容]

- (1) 指定期間 5年
- (2) 指定方法 指名指定（予定）
- (3) 業務内容 施設の管理運営と利用促進、施設設備の維持管理
環境関連に関する各種イベントの開催

[現在の状況]

令和元年度から令和5年度にかけて、指定管理者制度による施設管理委託を行った。

- (1) 現指定管理者 公益財団法人鳥取県東部環境管理公社（指名指定）
- (2) 前回債務負担行為限度額 99,224千円（令和元年度～令和5年度）
- (3) 指定管理料 99,172千円（令和元年度～令和5年度）

[限度額の設定]

(単位：千円)

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	合計:① (R6～10年度)	前回:② (R元～5年度)	増減 (①-②)
事業費(支出)	22,746	22,746	22,746	22,746	22,746	113,730	102,284	11,446
再生品販売収入	612	612	612	612	612	3,060	3,060	0
指定管理料	22,134	22,134	22,134	22,134	22,134	110,670	99,224	11,446

○主な増額理由

- ・ 人件費：7,530千円の増（非常勤職員の期末手当の支給等）

白兔グラウンドゴルフ場の指定管理料に係る債務負担行為の概要

(単位：千円)

限度額	期間	財 源 内 訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
66,690	令和6年度～令和10年度					66,690

[施設の概要]

白兔グラウンドゴルフ場は、平成12年8月に供用開始したグラウンドゴルフ場で、埋立てが完了した未恒不燃物処分場の跡地利用施設である。

施設の運営は、平成18年度から指定管理者制度を導入している。

(1) 施設内容等

所在地	鳥取市伏野1611番地
施設内容	3コース(24ホール)、多目的広場、管理棟、休憩棟

(2) 近年の来場者数

令和元年度：27,864人、令和2年度：19,094人、令和3年度：25,257人、令和4年度：29,035人

[事業の内容]

- (1) 指定期間 5年
- (2) 指定方法 指名指定(予定)
- (3) 業務内容 施設の管理運営と利用促進、利用料金の徴収、大会の開催等

[現在の状況]

令和元年度から令和5年度にかけて、指定管理者制度による施設管理委託を行った。

- (1) 現指定管理者 公益財団法人鳥取県東部環境管理公社(指名指定)
- (2) 前回債務負担行為限度額 54,493千円(令和元年度～令和5年度)
- (3) 指定管理料 54,447千円(令和元年度～令和5年度)

[限度額の設定]

(単位：千円)

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	合計:① (R6～10年度)	前回:② (R元～5年度)	増減 (①-②)
事業費(支出)	22,443	22,443	22,443	22,443	22,443	112,215	99,578	12,637
利用料金収入等	9,105	9,105	9,105	9,105	9,105	45,525	45,085	440
指定管理料	13,338	13,338	13,338	13,338	13,338	66,690	54,493	12,197

○主な増額理由

- ・人件費：9,030千円の増(常勤職員の期末手当の増額、非常勤職員の期末手当の支給等)

※今後のスケジュール

10月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおりである。

- (1) 1月に指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選定
- (2) 2月議会で指定管理者の指定の議決
- (3) 2月議会議決後、指定管理者の指定及び告示
- (4) 3月中に基本協定書の締結
- (5) 4月1日より業務開始